

平成24年10月5日

第2426号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 平成24年度屋外広告物講習会の実施（523・都市計画課）……………1
- 証紙売りさばき人の指定（524・会計課）……………2
- 証紙売りさばきの廃止の届出（525、526・会計課）……………2
- 道路区域の変更（527・北秋田地域振興局建設部）……………2
- 道路の供用開始（528・雄勝地域振興局建設部）……………3

公 告

- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定（北秋田地域振興局農林部）……………3
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（山本地域振興局農林部）……………3

告 示

秋田県告示第523号

秋田県屋外広告物条例（昭和49年秋田県条例第20号）第19条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物に関する講習を実施するので、秋田県屋外広告物条例施行規則（昭和49年秋田県規則第15号）第21条第3項の規定に基づき、告示する。

平成24年10月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 講習の日時及び場所

(1) 日時

- 第1日 平成24年11月21日（水）午前9時45分から午後5時15分まで
- 第2日 平成24年11月22日（木）午前9時30分から午後4時40分まで

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎6階第14会議室

2 講習の内容及び時間

- (1) 屋外広告物に関する法令に関する事項 5時間
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項 4時間
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項 3時間

3 受講申込書の交付

(1) 期間

平成24年10月5日（金）から同年11月2日（金）まで

(2) 場所

- 鹿角市花輪字六月田1番地 鹿角地域振興局建設部用地課
- 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 北秋田地域振興局建設部用地課
- 能代市御指南町1番10号 山本地域振興局建設部用地課
- 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地域振興局建設部用地課
- 由利本荘市水林366番地 由利地域振興局建設部用地課
- 大仙市大曲上栄町13番62号 仙北地域振興局建設部用地課
- 横手市旭川一丁目3番41号 平鹿地域振興局建設部用地課
- 湯沢市千石町二丁目1番10号 雄勝地域振興局建設部用地課

（郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「申込書請求」と朱書きし、80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。）

4 受講申込書の受付

(1) 期間及び時間

秋田県の休日をも定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年10月9日（火）から同年11月2日（金）までの午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、

締切日までの消印があるものに限り受け付ける。)

(2) 場所

3(2)に掲げる場所(郵送の場合は、郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部都市計画課)

5 講習手数料

(1) 額 4,000円

(2) 納付方法 受講申込みの際、秋田県証紙により納付すること。

6 講習についての問い合わせ先

建設部都市計画課(電話018-860-2442)

秋田県告示第524号

秋田県証紙条例(昭和39年秋田県条例第35号)第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成24年10月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
男鹿市船川港船川字栄町68番地の1 近藤 勝郎	男鹿市船川港船川字栄町68番地の1	平成24年9月27日

秋田県告示第525号

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成24年10月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばきを廃止した事務所の所在地及び名称

男鹿市北浦湯本字草木原86番地 株式会社白龍閣

秋田県告示第526号

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成24年10月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

男鹿市船川港船川字栄町68番地の1 近藤 克

秋田県告示第527号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年10月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	大館鷹巣線	A 北秋田市栄字琵琶田32番地先から字竹原岱97番2まで	6.00~18.00	0.774
			B	〃	7.00~52.00
	新	大館鷹巣線	A 北秋田市栄字琵琶田3番地先から字竹原岱210番地先まで	6.00~18.00	0.385

		B	北秋田市栄字琵琶田32番地先から字竹原岱97番2まで	9.00~52.00	0.760
--	--	---	----------------------------	------------	-------

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年10月5日から同月18日まで

秋田県告示第528号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年10月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	稲庭関口線	湯沢市関口字宮田57番2から22番10まで

- 2 供用開始の期日 平成24年10月5日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成24年10月5日から同月18日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、大館市二井田真中土地改良区からなされた土地改良事業計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年10月9日から同年11月5日まで
- 3 縦覧場所
大館市産業部農林課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月5日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（常盤本郷地区農地集積加速化基盤整備事業）換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年10月9日から同年11月5日まで
- 3 縦覧場所
能代市環境産業部農業振興課